

FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.21

平成25年度 税制改正要望項目 (経済産業省他)

先月号では、金融庁の金融証券税制に関する改正要望の一部を取り上げたが、今回は、金融庁のその他の改正要望や経済産業省が要望している事業承継税制について取り上げる。

1. 国外財産調書制度の見直し

国外財産調書制度とは、年末時点で合計5000万円以上の国外財産を有する居住者に対し、翌年3月15日までに国外財産調書の提出を義務付けるものであり、平成

24年度税制改正で創設された(国外財産調書制度の詳細は本誌6月号参照)。平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されることになっている。この制度は、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国内財産と比べ把握体制が脆弱な国外財産に係る情報把握の強化を目的として措置されたものである。

現行規定では、「国内金融機関において管理される外国有価証券」についてもその報告対象とされている。すなわち、わが国の投資家が国内の証券会社、銀行などの金融機関を通じて購入した、外国株式、外国株式投資信託、外国債券、外国公社債投資信託などを保有している場合も含めた国外財産の合計額が5000万円以上である場合には、国外財産調書を提出する義務が生ずるのである。したがって、制度趣旨にそぐわない報告義務が課されることにより、投資家に過大な負担が生じる懸念

があるとされている。そこで、金融庁の要望では、「国外財産」とされる有価証券の範囲から、「国内金融機関において管理されるもの」を除外することを求めている。

2. 死亡保険金の相続税 非課税限度額の引上げ

現行制度では、500万円に法定相続人の人数を乗じた金額を死亡保険金の相続税非課税限度額としている。金融庁の要望では、この死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを求めている。

3. 事業承継税制の適用要件の緩和

事業承継税制とは、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度のことである。相続税の納税猶予制度は、後継

図表 納税猶予の適用要件の見直し

- (1) 親族外承継を対象化。
- (2) 役員退任要件を代表者退任要件に緩和。
- (3) 雇用8割以上維持要件について、毎年ではなく5年間の平均で判定。未達成の場合は下回った分を納税。
- (4) 5年経過後に納税猶予額を全額免除。
- (5) 会社の事業資金の担保に提供されている不動産も納税猶予の対象に。

(出所) 平成25年度税制改正に関する経済産業省要望

者である相続人等が、相続等により非上場会社の株式等を被相続人(先代経営者)から取得し、その会社を経営していく場合、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等(議決権の3分の2まで)にかかる相続税の80%の納税が猶予される制度である。

一方、贈与税の納税猶予制度は、後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族(先代

経営者)から全部または一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等(議決権の3分の2まで)にかかる贈与税の全額の納税が猶予される制度である。

経済産業省は、事業承継税制について、中小企業経営者の高齢化が進んでおり、日本を支える中小企業の事業承継円滑化は喫緊の課題であること、また、わが国の事業承継税制は、主要国と比較しても適用の要件が厳しく、使い勝手が悪いと意見が多いことを理由に、適用要件の緩和を要望している(図表)。

(1)は、現在、事業承継税制は先代経営者の親族に事業承継する場合に限り認められているものを親族外の者であっても制度利用を可能とするよう改める要望である。(2)は、現在、贈与税の納税猶予制度を受けるためには、先代経営者が役員を退任しなければなら

ないが、これを代表者を退任すれば制度利用を可能とするよう改める要望である。

現在、事業承継税制の適用を受けるためには、相続税(または贈与税)の申告期限後、5年間、毎年、基準日において雇用を8割以上維持しなければならない。一度でも雇用が8割を下回った場合は、原則として、猶予された相続税額(または贈与税額)および利子税の全額を納付しなければならない。(3)は、この雇用8割以上維持の判定を毎年ではなく、5年間の平均で判定するよう緩和するとともに、8割を下回った場合でも、猶予された相続税額(または贈与税額)および利子税を全額一括納付するのではなく、そのうち8割を下回った割合に応じた税額を納付すればよいとする要望である。

(4)は、現在、事業承継税制の適用を受けても、相続税(または贈与税)の納税が「猶予」されるのみであり、「免除」されるのは

事業承継を受けた者が死亡した場合などに限られる。相続税(または贈与税)の申告期限後5年以上経過しても、対象の株式等の全部または一部を譲渡等した場合や会社が資産管理会社に該当した場合、猶予された相続税額(または贈与税額)および利子税を納付しなければならない。(4)の要望は、これを、相続税(または贈与税)の申告期限後5年以上経過した時点で、納税猶予額を全額「免除」することを求めるものである。

現在、事業承継税制の対象となるのは会社の株式等であり、会社の事業資金の担保となっている個人所有の不動産は対象外である。(5)の要望では、会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とすることを求めている。



鳥毛拓馬
大和総研
研究員 AFP
金融・証券税制、金
融商品会計を中心に税金に
関する調査・研究に従事。著書として、「税金
の読本」「法人投資家の
ための証券投資の会計・
税務」(いずれも共著、
大和証券刊)など。